

実質化された宇内地区人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
下関市	宇内地区(宇内集落、金道集落(一部))	令和5年3月31日	

1 対象地区の状況

①地区内の農地面積	53.2ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	48.0ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	3.0ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.3ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	—ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 (備考)	0ha

注1:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注2:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注3:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

注4:地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計は、アンケート調査の結果等により記載します。

2 対象地区の農業の現状及び課題

宇内地区は水稻、麦、黒大豆等の土地利用型作物だけでなく、梨、ぶどう等の園芸作物の生産も盛んに行われている。

同地区内の担い手のうち、法人は不在地主や高齢化により営農を断念した農地を中心に集積して、水稻、小麦、黒大豆等の土地利用型作物の経営を行い、個人の認定農業者と新規就農者は果樹を主とした経営を行っている。

離農や高齢化が進み、遊休農地の発生が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、法人の後継者を含めて、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。

また、今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも、70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が、0.3ha多く、新たな農地の担い手の確保が必要である。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

離農や高齢化に伴う耕作放棄化を防ぐため、引き続き中間管理事業等を活用し、農事組合法人宇内薬師の里を中心に農地の集積集約化を進めつつ、法人の後継者を含め、新たな担い手の受入れを促進することで対応していく。

機械の導入や適正管理による一等米比率の向上に取り組むことで収益を確保するとともに、小麦、黒大豆等の作付面積を拡大し、持続可能な地域農業を展開する。

各品目ともに地力の低下により、収量が低いため、有機物堆肥や微量要素等の投入による地力向上を図り、収量を増加させる。また、水稻については、酒米等の高単価が見込める米の作付けを増やす。

小麦と大豆については、明渠や暗渠排水等の排水対策を行い、適期播種に努め、施肥管理に十分注意し、収量の増加を図る。またブロックローテーションを行い、作業効率を上げるとともに、連作障害を防ぐ。

農作業の効率化を図るため、スマート農業の導入を進める。

4 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

宇内地区の水田利用は、中心経営体である農事組合法人宇内薬師の里が担い、畑(果樹)利用については個人の中心経営体が担っていく。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(中心経営体)

属性	農業者 (氏名・名称)	経営者・ 代表者 の年齢	後継者 の有・ 無	現状		今後の農地の引受けの意向		
				経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
計	4経営体				45.2 ha		45.2 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

5 4の方針を実現するために必要な取組に関する方針

農用地の集積、集約化の方針※

農地中間管理機構を活用して、農事組合法人宇内薬師の里を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、中心経営体への農地集積を進める。

農地中間管理機構の活用方針※

将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。

基盤整備事業への取組方針※

老朽化しつつある水路のメンテナンスや農道の整備を行い、永続的に農業生産を行うための体制を整備する。

多様な経営体の確保・育成の取組方針※

地域内外から、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、下関農林事務所、市及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。

農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針※

作業の効率化が期待できる防除作業等、取り組みやすいものがあれば取り入れていく。
防除作業については、ドローン防除を委託しており、それを一層進めていく。
麦の種子の乾燥調製は、JAのライスセンターに委託しており、今後も進めていく。
大豆の刈り取り、調整については、(有)豊田あぐりサービスに委託しており、今後も進めていく。

鳥獣被害防止対策の取組方針

侵入防止柵やネット等の設置や捕獲檻の設置により鳥獣害防止対策を行う。

生産性の合理化に関する取組方針

水稻、麦については、共同機械等を購入し作業の省力化を図る。

新規・特産化作物の導入方針

園芸作物については、優良品種や新技術の導入等による生産物の高品質化並びに観光部門の充実により産地としての知名度の向上に努める。